

戸田市人と動物との共生社会の推進に関する条例（素案）

（1）目的

人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本理念を定め、市、市民等及び飼い主の責務を明らかにすることにより、共生社会の推進を図ることを目的とする。

（2）定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- ①動物 人が生活のパートナーとして飼養する（保管する場合を含む。以下同じ。）哺乳類、鳥類及びは虫類に属する動物をいう。
- ②市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- ③飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。

（3）基本理念

人と動物との調和のとれた共生社会は、市、市民等及び飼い主が、動物が命あるものであり、その命は差別することなく尊ぶべきものであることを十分に理解した上で、それぞれの責務を果たし、互いに密接に連携を図ることを基本理念として推進されなければならない。

（4）市の責務

市は、基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な施策を策定し、これを実践するよう努めなければならない。

（5）市民等の責務

市民等は、基本理念にのっとり、人と動物との共生社会の実現に向けて市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

（6）飼い主の責務

- ①命あるものである動物の飼い主としての責任を自覚し、その飼養する動物の習性、生理、生態等を正しく理解した上で適正に管理し、並びにその健康及び安全を保持するよう努めるとともに、その飼養する動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。
- ②動物を飼養するに当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例その他関係法令の規定を

遵守しなければならない。

- ③飼養する動物について周辺的生活環境に配慮し、人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。
- ④飼養する動物を愛情と責任をもって、その命を終えるまで飼養するように努めるとともに、やむを得ず飼養することが困難となった場合は、適正に飼養することができる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。
- ⑤飼養する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖を抑制するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(7) 災害への備え

飼い主は、災害時に備えて、日頃から餌や動物の避難用品の備蓄、動物のしつけ、健康管理等を適切に行うよう努めるものとする。

(8) 国等との連携

市は、人と動物との調和のとれた共生社会の推進のための施策を効果的に行うため、国及び埼玉県その他の地方公共団体との連携を図るよう努めるものとする。

(9) 民間団体との協働

市は、人と動物との調和のとれた共生社会の推進のため、民間団体と協働するよう努めるものとする。

(10) 施行日

この条例は、公布の日から施行する。